



平成 18 年 6 月 21 日

各位

会 社 名 朝日放送株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 西村 嘉郎
コ ー ド 9 4 0 5 大証(市場第2部)
本 社 所 在 地 大阪市北区大淀南二丁目2番48号
問 合 せ 先 責任者役職名 総務局長
氏 名 牧野 元良
T E L (0 6) 6 4 5 8 - 5 3 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会において下記の通り、定款の一部変更について付議いたしますのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと、また、電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 107 号)ならびに電波法施行規則の一部を改正する省令(平成 18 年総務省令第 16 号)、放送法施行規則の一部を改正する省令(平成 18 年総務省令第 17 号)が平成 18 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

- (1) 外国人株主の当社株式保有制限等に対応するため、変更案第 13 条(外国人株主の株主名簿への記載または記録の制限ならびに議決権制限)を修正するものであります。
- (2) 株主総会の開催地を本店所在地またはその隣接地に限定するため、変更案第 16 条(招集地)を新設するものであります。
- (3) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 19 条(株主総会参考書類等のインターネット開示)を新設するものであります。
- (4) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 取締役、監査役の職務遂行にあたり、会社法のもと、期待される役割を十分に発揮し、継続的に有用な人材を確保できるよう、変更案第 35 条(損害賠償責任の一部免除)を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(6) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	< 現行どおり >
第 1 条 当社は朝日放送株式会社と称し、英文では ASAHI BROADCASTING CORPORATION と表示し、ABC と略称する。	<p style="text-align: center;">(商号)</p> 第 1 条 < 現行どおり >
第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	<p style="text-align: center;">(目的)</p> 第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 放送法および有線放送法による一般放送事業 2. 放送番組の企画、編成、制作ならびに販売 3. 録音、録画物の制作ならびに販売およびこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供 4. 当社の放送番組等著作物および商号、商標等のデザインを使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、コンパクトディスクおよび飲食物の販売 5. 通信販売業 6. 出版物の企画、発行ならびに販売 7. 電気通信事業法に定める電気通信事業 8. 電子機器およびその利用技術の開発、製造、販売ならびにこれらに関連する技術指導 9. コンピューターに関するソフトウェアの開発、販売ならびにコンピューターによる情報処理、情報提供サービス業 10. 音楽、美術、映画、演劇、芸能、教育、スポーツ、観光等各種催物の企画、制作、販売および興行 11. 投資業 12. 音楽ホール、映画等の興行場、展示会場の経営およびプレイガイド業	1. 放送法および有線放送法による一般放送事業 2. 放送番組の企画、編成、制作および販売 3. 録音、録画物の制作および販売ならびにこれらソフトの放送・通信等情報サービスの提供 4. 当社の放送番組等著作物、商号ならびに商標等のデザインを使用した日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭用電気製品、時計、玩具、録音・録画テープ、コンパクトディスクおよび飲食物の販売 5. 通信販売業 6. 出版物の企画、発行および販売 7. 電気通信事業法に定める電気通信事業 8. 電子機器およびその利用技術の開発、製造、販売ならびにこれらに関連する技術指導 9. コンピューターに関するソフトウェアの開発および販売ならびにコンピューターによる情報処理および情報提供サービス業 10. 音楽、美術、映画、演劇、芸能、教育、スポーツ、観光等各種催物の企画、制作、販売および興行 11. 投資業 12. 音楽ホール、映画等の興行場、展示会場の経営およびプレイガイド業

<p>13. 放送・通信機器等各種動産のリース業 14. 不動産の賃貸ならびに管理 15. 前各号に関連する一切の業務</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告によりおこなう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、朝日新聞に掲載しておこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>1,440万株とする。ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条 当社は、<u>10株をもって株式の1単元とする。</u></p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という。）の数を表示した株券については、株式取扱規則に定める場合を除き、発行しない。</u></p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いについては、<u>取締役会で定める</u></p>	<p>13. 放送・通信機器等各種動産のリース業 14. 不動産の賃貸および管理 15. 前各号に関連する一切の業務</p> <p><u>(本店の所在地)</u> 第3条 < 現行どおり ></p> <p><u>(機関の設置)</u> 第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(公告方法)</u> 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p><u>(発行可能株式総数)</u> 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,440万株とする。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、<u>その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u> 第9条 当社の単元株式数は、<u>10株とする。</u></p> <p><u>(単元未満株券の不発行)</u> 第10条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券については、発行しないことができる。</u></p> <p><u>(株式取扱規則)</u> 第11条 当社の株券の種類、株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）の氏名など株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）</p>
--	---

<p>株式取扱規則による。</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>第 11 条 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 12 条 当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使できる株主とする。前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第 13 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者から株式の名義書換請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当社の議決権総数の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、その名義書換を拒むことができる。</p> <p><u>(1) 日本国籍を有しない人</u> <u>(2) 外国政府またはその代表者</u> <u>(3) 外国の法人または団体</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p><u>記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u> 第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p><u>(外国人株主の株主名簿への記載または記録の制限ならびに議決権の制限)</u> 第 13 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者から、<u>その氏名、住所等を株主名簿に記載または記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に該当する者の有する議決権の総数が当社の議決権総数の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、その氏名および住所等を株主名簿に記載または記録することを拒むことができる。</u></p> <p><u>1. 日本国籍を有しない人</u> <u>2. 外国政府またはその代表者</u> <u>3. 外国の法人または団体</u> <u>4. 前各号に該当する者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体</u> <u>当社は、法令の定めるところにより、前項各号に該当する者が有し、または有するとみなされる株式について、議決権を制</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、<u>必要があるときは、臨時株主総会を随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>出席した株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>商法第 343 条の規定による株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</u></p> <p>第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p><u>限することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p>(<u>定時株主総会の基準日</u>) 第 14 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>(<u>招集の時期</u>) 第 15 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</u></p> <p>(<u>招集地</u>) 第 16 条 <u>当社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。</u></p> <p>(<u>招集権者および議長</u>) 第 17 条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれを代行する。</u></p> <p>(<u>決議要件</u>) 第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示</u>) 第 19 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべ</u></p>
--	--

<p>第 17 条 株主は、株主総会において当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証する書面</u>を当会社に<u>さし出す</u>なければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 20 名以内とし、<u>株主総会において選任する</u>。</p> <p>第 19 条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする</u>。</p> <p>取締役の選任は累積投票によらない。</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>< 新設 ></p> <p>第 21 条 取締役に欠員を生じても法定の員数を欠かないときは、<u>次の改選期までその補欠の選任をしないことがある</u>。</p> <p><u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u>。</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>代表取締役は、<u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長お</u></p>	<p><u>き事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 20 条 株主は、株主総会において当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明する書面</u>を当会社に<u>提出し</u>なければならない。</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>(員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は 20 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 22 条 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>< 現行どおり ></p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p><u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする</u>。</p> <p>< 削除 ></p> <p>< 削除 ></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>代表取締役は、<u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社</u></p>
---	--

<p>よび専務取締役のうちから<u>定める</u>。</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の<u>定めた順序により他の取締役がこれを代行する</u>。</p> <p>第 24 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日より 3 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 26 条 当会社の監査役は 5 名以内とし、<u>株主総会において選任する</u>。</p> <p>第 27 条 監査役の<u>選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする</u>。</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>長および専務取締役のうちから<u>選定する</u>。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の<u>定める順序により他の取締役がこれを代行する</u>。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し会日より 3 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす</u>。</p> <p style="text-align: center;">(取締役会規則)</p> <p>第 28 条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">(員数)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(選任)</p> <p>第 30 条 監査役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで</u></p>
---	--

<p><u>第 29 条 監査役に欠員を生じても法定の要件を欠かないときは、次の改選期までその補欠の選任をしないことがある。</u> <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第 30 条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p><u>第 31 条 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日より 3 日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p><u>第 33 条 当会社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、その末日を決算期日とする。</u></p> <p><u>第 34 条 当会社の利益配当金は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主また</u></p>	<p><u>とする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 32 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 33 条 < 現行どおり ></u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> <u>第 34 条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 取締役、監査役の責任免除</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u> <u>第 35 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役 (取締役であった者を含む。) および監査役 (監査役であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u> <u>当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに 500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p><u>(事業年度)</u> <u>第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第 37 条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者</u></p>
---	---

<p><u>は登録質権者に支払う。</u> < 新設 ></p> <p><u>第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当として金銭の分配をおこなうことができる。</u></p> <p><u>第 36 条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>当社は、前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> <u>第 38 条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>
---	--

以上